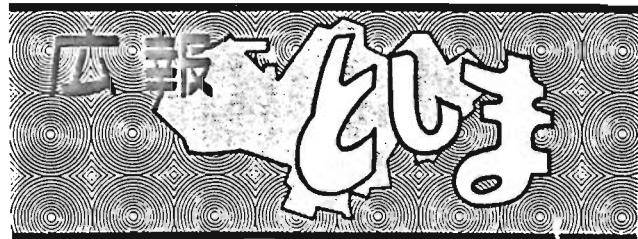


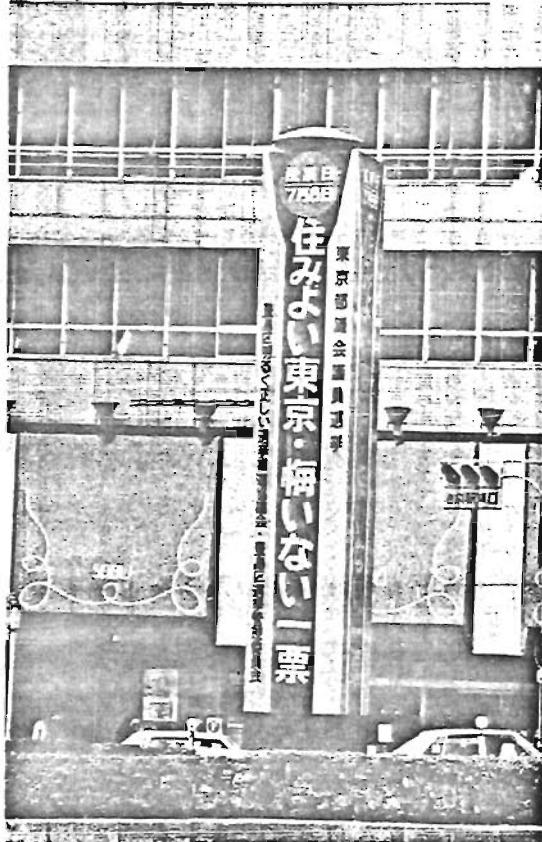
世帯と人口
6月1日現在
人 口 313,839(前月比 174)
男 156,228(+6)
女 157,611(+168)
世帯数 137,323(+300)
(住民基本台帳による)



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 宮 [981] 1111 〒 170 編集 広報室

7月9日(月曜日)は東京
都議会議員選挙の開票日になります。区役所職員の大部分が開票事務に従事しますので、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じます。区役所のご用の方はできるだけお早めにすませるようご協力をお願いします。

「お願い」



投票日 7月8日

投票時間 午前7時 午後6時

- ▲投票のできる方——▲
- ①…昭和28年7月9日以前に豊島区の住民基本台帳の届出をされた方。
- ②…昭和48年3月25日までに豊島区の住民登録簿に登録されている方。
- ③…投票日(7月8日)現在、引き続き豊島区に住んでいる方。
- また、都の区域内の市町村の選挙名簿に登録があり、都の区域内の他の区町村に一回限り住所を移した方は、新しい住所の区町村長より一都の区域内に引き続き住所を有する旨の証明書(住民票抄本)を交付を受け、その証明書をもつて前居住地の投票所で投票することができます。
- ▼不在者投票のできる期間…
- 昭和48年6月26日から同年7月7日までの毎日午前8時30分から午後5時まで。

- ▲不在者投票——▲
- ①…選挙人名簿に登録されていて前居住地の投票所で投票することができます。
- 「たとえば…」板橋区の選挙人名簿に登録されている方が、本年4月に当区に転入届をした場合、当区の出張所で証明書(住民票抄本)の交付を受け、板橋区の該当する投票所で投票することができます。
- ②…「宣誓書」(用紙は選挙管理委員会あります)を同封して、郵便などにより、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを直接その場所で「宣誓書」に上り投票できます。その際印かんをこ持参ください。その際印を提出してください。
- ③…「宣誓書」(用紙は選挙管理委員会あります)を同封して、郵便などにより、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを直接その場所で「宣誓書」に上り投票できます。投票所の係員に投票できます。投票所の係員に申込でください。

請求を受けた選挙管理委員会は、つぎの用紙をお送りします。

投票用紙(自宅などで候補者を記載すると無効です)

不在者用封筒

不在者投票証明書のはいつ

た封筒(この封筒を開きますと投票できません)

以上を受けとった方は旅行先・滞在先の選挙管理委員会に出向いて投票してください

▼指定病院に入院の方…

指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出ますと、

院長が投票用紙などを請求してくれます。投票は院長の指定する場所、重病の方はベッドでもできます。

▲点字投票——▲

目の一不自由な方は、投票所の係員に票を出す方は、投票所の係員に申し出てください。

豊島区選挙管理委員会

981-1-1-1

「住みよい東京 悔いない一票」今回の選挙は、日本中の注目をあつめて行なわれる、ことし最大の選挙であり、大都市東京がかかる諸問題の今後を左右する大切な選挙です。みんなの力により明るく正しい選挙を実現するとともに、これを都政に反映させるため、奮闘することなく必ず投票いたしましょう。

東京都議会議員選挙

投票時間 午前7時 午後6時

△不在者投票のできる方…
つぎの理由で投票日、投票所に来られない方です。
①…仕事、出張、職務に従事中
②…やむを得ない用務・事故のため旅行中の方
③…病気・妊娠・老衰・不具などで歩行困難な方

◆投票所整理券

投票所整理券は、7月5日頃まで届くよう郵送しますが、万一紛失した場合や何かの間違いで届かなかったときでも、選挙人名簿に登録されていますと投票できます。投票所の係員に投票できます。投票所の係員に申し出てください。

△調査時期

8月(予定)

選挙公報は7月6日頃までに各世帯にお配りする予定です。万一配達されないとときは、選挙管理委員会までご連絡ください。

△調査時期

8月(予定)

選挙公報は7月6日頃までに各世帯にお配りする予定です。万一配達されないとときは、選挙管理委

(3) 昭和48年6月25日

広報とし

わたしの意見を
区長に話そう

勤労青少年と区長との話し合い、「わたしの意見を区長に話そう」を開催します。おさそい合せのうえお気軽においでください。

対象…豊島区在住または在勤の勤労青少年

少年

とき…7月21日(土)

午後6時~8時

場所…勤労青少年センター

※くわしいことは広報室広聴係(内線272・273)までおたずねください。



「広報としま」5月号でお知らせしたとおり、昭和48年度に費島区が実施する幼稚園児の保護者に対する補助事業のうち今回は、幼稚園就園奨励費補助について実施いたします。

この制度は、幼稚園教育の普及充実をはかるため、学校教育法による幼稚園へ園児を入園させている保護者が納入する保育料等を減免するものです。該当される方は、次の要領によつて手続きをしてください。

△ 対象となる方および減免額

豊島区内に住んでいて、幼稚園に四歳児および五歳児を通園させている保護者で、次のいずれかに該当する方に限ります。

(他区に住んでいて、豊島区の幼稚園に通園させている方についても受け付いたします)

(1)生活保護法の規定による保護を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年額二万円

(2)昭和48年度に納入する区民税等割(六〇〇円)のみの家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年額五千円

(3)昭和48年度に納入する区民税の所得割額が五千円以下の家庭

(4)昭和48年度に納入する区民税の所得割の額が五千円をこえ

万円以下の家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年額一円

△ 減免を受けるための手続き

前記に該当される方は、必要書類を添えて区総務課総務部へ提出してください。

◎母子休養ホームが追加になりました

◎その他の方は、特別区民税納証明書

◎保育料等減免に関する調査

◎生活保護を受けている方は、

該当する方に限ります。

(他区に住んでいて、豊島区の幼稚園に通園させている方についても受け付いたします)

(1)生活保護法の規定による保護を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和44年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和43年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和42年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和41年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和40年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和39年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和38年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和37年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和36年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和35年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和34年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和33年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和32年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和31年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和30年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和29年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和28年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和27年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和26年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和25年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和24年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和23年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和22年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和21年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和20年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和19年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和18年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和17年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和16年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和15年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和14年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和13年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和12年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和11年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和10年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和9年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和8年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

年から昭和7年4月1日までに生まれた方です。

△ 認定通知および減免の方法

該当者の認定および減免の方

を受けている家庭

減免額…(四・五歳児とも)

